



全労生・事務局長

久保 直幸

10月31日に、第2回中央委員会を開催し、下期の活動計画を確認した。

来年、2019年は全労生の60周年にあたり、下期の活動はこの60周年の準備が中心となる。このなかで、最も重要な課題は、60周

年以降の生産性運動のあり方の検討である。中央委員会では、概要次の通り中間報告を行った。

少子・超高齢化による生産年齢人口の減少と非正規雇用の増加、

意義が共有され、働きがいを実感できる社会を構築しなければならぬ。

そのためには、生産性三原則を堅持しつつ、質の向上を目指す必要がある。

き方に関する選択権と公正処遇を確立する必要がある。

第二原則の「労使の協力・協議」は、グローバルを含めた企業グループや産業・業種単位にまで労使協議制を

第三原則の「成果の公正分配」は、働く者への適正な分配とともに将来の付加価値向上に向けた人材投資の促進を求め、消費者を含めたサプライチェーン全体で各段階の付加価値を適正に評価することを目指さなければならぬ。

併せて、社会の持続可能性への貢献が求められている。

2018年度下期の活動について

今後、幹事会において「60周年を契機とした生産性運動」として取りまとめ、これを基に「60周年宣言」を起草する予定である。

膨大な政府債務と社会保障の持続可能性への懸念、第4次産業革命の進展が見込まれるなかで、国民生活の向上や社会の進歩に人間性尊重を基礎とする生産性運動は不可欠である。

第一原則の「雇用の維持・拡大」は、個別企業のみならず企業グループ、産業・業種単位での雇用の維持と創出に視野を拡張しなければならない。また、人生と職業生活が無理なく両立することを可能とすべく、働く者の働

き方に関する選択権と公正処遇を確立する必要がある。同時に政労使の社会対話を実現しなければならない。また、組合員ではない人々、労働組合のない企業で働く人々に対し、企業との意思疎通の仕組みを構築すべきである。

併せて、社会の持続可能性への貢献が求められている。

働く者すべてに働く

とすべく、働く者の働

き方に関する選択権と公正処遇を確立する必要がある。

併せて、社会の持続可能性への貢献が求められている。